

教員免許状取得について

教員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、免許教科に応じて各学科の教職課程で開講されている科目の単位修得が必要となります。さらに、中学校教諭1種免許状を取得するには、介護等体験に参加する必要があります。

教職課程の履修開始は2年生からです。ただし、教員免許状取得に必要な科目のうち、一部科目については1年生より開講されているものもありますので、教職課程に入る前にあらかじめ修得しておくなど、計画的に履修するようにしてください。

詳細については、学年別の教職ガイダンスを実施しますので、希望者あるいは履修者は必ず出席してください。なお、各ガイダンス等で課されるレポート提出や申し込み手続等を期日までに行わなかった場合、教職課程の受付および教職課程の継続はできないので注意してください。

教職課程を履修するには、学費とは別に教職課程履修費・教職実習履修費を納入する必要があります。また、教育実習にかかわる保険料や介護等体験に参加する場合の諸費用等が必要です。

教職課程履修申し込み

1. 教職課程履修の申し込み手続きの受付は、1年生3月下旬に行います。なお、申し込みができるのは、事前に実施された「1年生教職課程ガイダンス」の出席者のみです。
2. 教職課程履修費は28,000円(教職課程履修登録費5,000円+教職実習履修費23,000円)です。以下の要領に従って納入してください。
なお、納入した教職課程履修費の返還はできません。

項目	金額	納入時期
教職課程履修登録費(注1)	5,000円	1年生の3月下旬
教職実習履修費(注1・2・3)	23,000円	2年生の3月下旬

注1. 金額は2016年度入学生のものであり、改定する場合があります。

注2. 介護等体験へ参加するには、介護等体験費8,000円と賠償責任保険加入料210円(スポーツ科学部生除く)が別途必要です。

注3. 教育実習の履修には、賠償責任保険加入料210円(工学部およびスポーツ科学部生除く)が別途必要です。

3. 中学校教諭1種免許状取得希望者は別途介護等体験の申し込みが必要です。

《履修上の注意》

以下の場合には、必ず教職支援課へ連絡してください。

1. 教職課程を辞退(教員免許状取得を断念)する場合。
2. 諸事情により、介護等体験(3年生)や教育実習(4年生)を該当年次に行わない場合。
3. 取得希望の免許状の種類・免許教科を変更する場合。
4. 3年生の所定期日に提出する、教育実習用「自己紹介書」の記載内容に変更があった場合。
5. 休学または留学をする場合。(科目履修だけでなく学外実習(教育実習や介護等体験など)に影響します。計画段階で早めに相談してください。)
6. その他、教職支援課に伝達が必要と思われる事項。例えば、実習校からの連絡を受けた場合など。

教員免許状の交付

教員免許状の取得に必要な単位を修得し、所定期日に免許状の申請を行った方は、卒業時に教員免許状を受け取ることができます。

1. 教員免許状を受け取るには、免許教科1件につき3,500円(交付申請料3,400円及び大学が発行する証明書手数料100円)が必要です。
2. 教員免許状は愛知県教育委員会から交付されます。大学から一括して申請手続きを行いますので、教員免許状取得見込の4年生は9月中旬の「教員免許状一括申請ガイダンス」に出席してください。

教職課程科目の履修登録

教職課程科目は、「教職共通科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」に区分されますが、それぞれに必要な単位をすべて修得してください。

1. 「教職共通科目」「教科に関する科目」の中には1年生から開講される科目がありますので、計画的に履修を始めてください。
2. 「教科に関する科目」「教職に関する科目」は免許状の種類・免許教科に応じた科目を修得してください。
3. 「教職に関する科目」(学部固有科目としても開講している科目を除く)の単位は、履修制限単位には含まれません。また卒業所要単位にも算入されません。
4. 「教職共通科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中には、複数学科合同開講や履修者数制限を行う科目、隔年開講する科目等があります。自己責任において漏れないよう履修登録を行ってください。

介護等体験

1. 中学校教諭1種免許状取得希望者は、3年生において、県下の「社会福祉施設(5日間)」と「特別支援学校(2日間)」で合計7日間の介護等体験が義務づけられています。体験先や体験日程の決定については、ALBOで案内します。
2. 介護等体験のスケジュールについては、次頁の「教職課程行事予定表」を参照してください。
3. 介護等体験に先立って行われる「介護等体験の事前指導」を受講しなければ、介護等体験に参加することができません。
4. 介護等体験参加者は「賠償責任保険」への加入が義務づけられています(スポーツ科学部生除く)。
5. 介護等体験を終了すると、「証明書」(事前指導で配付)に介護等体験先の学校長・施設長より署名捺印が受けられます。この「証明書」は免許状申請手続きの際に必要ですので「体験記録」を添えて教職支援課へ提出してください。

マナー研修

「教育実習I」または「教育実習II」の履修要件として教職支援課が実施するマナー研修を受講済みであることが必要です。日程等の詳細については、ALBOで案内します。

通信課程による教員免許状取得について

協定大学の通信教育部科目等履修制度を活用し、本学在学中に以下の教員免許状を取得することができます。詳細はガイダンスで説明しますので必ず出席してください。(履修条件等があります。また別途費用が必要です。)

- 特別支援学校教諭1種免許状

教職課程行事予定表

●説明会・手続・履修 ◎教育実習 ■介護等体験 ☆免許申請

対象学年	実施時期	履修行事	注意事項
1年	8月初旬	●スポーツ科学部教員免許状取得希望者講義及び教職課程ガイダンス	*学部担当教員より教員養成に対する理念・構想について説明します。 *教職支援課より履修方法と諸手続きについて説明します。 *このガイダンスに出席しないと、2年生からの教職課程への加入を認めません。
	12月中旬	●1年生教職課程ガイダンス(スポーツ科学部以外の学部)	*教職支援課より履修方法と諸手続きについて説明します。 *このガイダンスに出席しないと、2年生からの教職課程への加入を認めません。
	3月下旬	●教職課程の履修可能者発表(特定の学部) ●課程履修の申込み手続き	*ALBOで発表します。 教職課程履修登録費5,000円を納入してください。 *未手続き者は「教職に関する科目」の履修登録はできません。
2年	10月下旬	●2年生教職課程履修者ガイダンス(■介護等体験事前ガイダンス)	*教職課程履修継続手続きについて説明します。 *このガイダンスで介護等体験の参加意志を確認しますので必ず出席してください。
	3月下旬	■介護等体験事前指導(中学校免許履修者)(1日講習) ●課程履修の継続手続き	*2年生教職課程履修者ガイダンスに出席し、介護等体験の参加登録を行った方を対象とします。 *日程はALBOで発表します。 教育実習履修費23,000円を納入してください。 *未手続き者は「教職に関する科目」の履修登録ができません。
		●新3年生教職課程ガイダンス(教育実習準備説明)	*教育実習の依頼校の選定と受け入れ依頼の方法を説明します。
3年	4月中旬	■介護等体験費納入 ■介護等体験の賠償責任保険加入手続き(スポーツ科学部除く)	介護等体験事前指導に出席し、事前指導レポートを提出して体験参加が認められた方は、指定期間に体験費8,000円を納入してください。 *賠償責任保険については、学生支援室窓口で手続きを済ませてください。
	4月下旬～5月下旬	◎教育実習受け入れの依頼 ◎愛知県公立中、名古屋市立学校の教育実習希望登録	*教育実習希望学校へは、原則各自で申込みをします。 *新3年生教職課程ガイダンスで依頼方法を説明しますので、それ以前に依頼しないようにしてください。 *愛知県公立中、名古屋市立学校での教育実習希望者は、新3年生教職課程ガイダンスで配付する登録用紙を教職支援課へ提出してください。
	6月中旬～6月下旬	■介護等体験先決定(社会福祉施設 5日間) ■介護等体験の資料配布	*教職支援課窓口で発表・配布します。
	7月上旬～中旬	■介護等体験先決定(特別支援学校 2日間) ■介護等体験の資料配布	
	7月上旬以降(指定日)	■介護等体験オリエンテーション	*社会福祉施設(5日間)、特別支援学校(2日間)とも決定先別オリエンテーションの指定日を確認し、必ず出席してください。
	7月中旬～介護等体験開始日	■介護等体験による授業欠席届の提出開始	*欠席届は教職支援課窓口で受け取ってください。 *体験の1・2週間前に各授業担当教員へ提出してください。
	名古屋：6月下旬 豊田：9月下旬	◎教育実習の自己紹介書提出	*未確定項目がある場合でも、期日までに一旦提出してください。
	8月～12月	■介護等体験の実施 ■証明書と体験記録の提出	*身なりや言動を正して体験を実施してください。 *計7日間の体験終了後、証明書と体験記録を教職支援課へ提出してください。
	2月下旬～3月中旬	◎マナー研修の実施	*教育実習前までに必ず受講してください。日程等の詳細についてはALBOで発表します。
	3月下旬	◎教育実習履修可能者発表(特定の学部)	*ALBOで発表します。
4年	3月下旬	●新4年生教職課程ガイダンス	*教育実習の実施に関する諸注意と必要書類の説明をします。
	4月初旬	◎愛知県公立中、名古屋市立学校の実習校決定	*決定次第、対象者には、個別に必要な手続きの連絡をします。
	4月上旬以降	◎教育実習期間と実習校との打合せ日程の確認	*実習校から届く回答を基に、各自で実習校に連絡をして日程を確認してください。
	4月中旬～教育実習開始日	◎教育実習による授業欠席届の提出開始 ◎教育実習の賠償責任保険加入手続き(スポーツ科学部除く)	*欠席届は教職支援課窓口で受け取ってください。 *実習の1・2週間前に各授業担当教員へ提出してください。 *学生支援室窓口で手続きを済ませてください。
	4月中旬～11月下旬	◎教育実習事前指導 ◎教育実習巡回指導教員との打合せ ◎教育実習事後指導	*実習中に担当教員(巡回指導教員)が実習校を訪問します。 *担当教員に実習中のスケジュール(研究授業日等)を伝え、訪問日を調整してください。 *実習中は担当教員と直接連絡が取れるようにしてください。
	5月～11月	◎教育実習の実施	*身なりや言動を正して実習を実施してください。
	9月中旬	☆教員免許状一括申請ガイダンス	*免許状の申請を大学でとりまとめて行うための説明をします。 *3月卒業見込みで免許状申請に必要な単位を修得見込みの4年生が対象です。
	10月上旬	☆教員免許状一括申請手続き(1回目)	*申請者登録カードの提出と同時に申請費用を納付してください。 *教育委員会へ免許状申請予定者として登録をします。
	11月下旬	☆教員免許状一括申請手続き(2回目)	*教育委員会から登録者情報が出力されます。その内容を確認し捺印してください。
	12月下旬～1月上旬	◎教育実習記録と指導案の返却	*返却準備が整い次第ALBOで案内します。
卒業式当日	教員免許状の交付	*免許状は卒業証書とともに渡します。	

注1. 教職課程行事の詳細は各ガイダンスまたはALBOで連絡します。

注2. 実施時期の変更や上記以外の手続きやガイダンスが発生する場合があります。その場合は、予めALBO等で連絡します。

注3. 教職課程行事とは別に「教員採用試験対策」の行事(参加は任意)を実施しています。詳細については、ALBOで案内します。

取得できる免許状の種類と教科

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史
		高等学校教諭1種免許状	公民
		高等学校教諭1種免許状	商業

教職共通科目

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	左記に対応する開設授業科目 単位数		履修可能学年	修得科目 チェック	
		必修	選択必修			
日本国憲法	日本国憲法	2		1～4年		
体育	健康科学A		2	1科目2単位 選択必修	1～4年	
	健康科学B		2		1～4年	
	個人スポーツ・卓球I		1		1～4年	
	個人スポーツ・硬式テニスI		1		1～4年	
	個人スポーツ・バドミントンI		1		1～4年	
	個人スポーツ・ゴルフI		1		1～4年	
	個人スポーツ・フライングディスクI		1		1～4年	
	個人スポーツ・卓球II		1		1～4年	
	個人スポーツ・硬式テニスII		1		1～4年	
	個人スポーツ・バドミントンII		1		1～4年	
	個人スポーツ・ゴルフII		1		1～4年	
	個人スポーツ・フライングディスクII		1		1～4年	
	チームスポーツ・バレーボールI		1		1～4年	
	チームスポーツ・バスケットボールI		1		1～4年	
	チームスポーツ・ソフトボールI		1		1～4年	
	チームスポーツ・サッカーI		1		1～4年	
	チームスポーツ・カローリングI		1		1～4年	
	チームスポーツ・バレーボールII		1		1～4年	
	チームスポーツ・バスケットボールII		1		1～4年	
	チームスポーツ・ソフトボールII		1		1～4年	
	チームスポーツ・サッカーII		1		1～4年	
	チームスポーツ・カローリングII		1		1～4年	
	フィットネス・トレーニングI		1		1～4年	
	フィットネス・フィットネスI		1		1～4年	
	フィットネス・エアロビクスI		1		1～4年	
	フィットネス・トレーニングII		1		1～4年	
	フィットネス・フィットネスII		1		1～4年	
	フィットネス・エアロビクスII		1		1～4年	
	シーズンスポーツA・ゴルフ		1		1～4年	
	シーズンスポーツB・スケート		1		1～4年	
障害者スポーツA		1		1～4年		
障害者スポーツB		1		1～4年		
外国語コミュニケーション	ベーシック英語コミュニケーションA		1	2科目 2単位 選択必修	1～4年	
	ベーシック英語コミュニケーションB		1		1～4年	
	エレメンタリー英語コミュニケーションA		1		1～4年	
	エレメンタリー英語コミュニケーションB		1		1～4年	
	インターメディアイト英語コミュニケーションA		1		1～4年	
	インターメディアイト英語コミュニケーションB		1		1～4年	
	アドバンスト英語コミュニケーションA		1		1～4年	
	アドバンスト英語コミュニケーションB		1		1～4年	
情報機器の操作	情報リテラシー	2			1～4年	

教科に関する科目(中1種社会)

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				
	授業科目	単位数		履修可能学年	修得科目チェック
		必修	※選択必修		
日本史及び外国史	歴史I	2		1～4年	
	歴史II	2		2～4年	
	日本経済史I		2	2～4年	
	西洋経済史I		2	2～4年	
	日本経済史II		2	3～4年	
	西洋経済史II		2	3～4年	
地理学 (地誌を含む。)	地理学A	2		1～4年	
	地理学B	2		1～4年	
	地誌A☆	2		2～4年	
	地誌B☆	2		2～4年	
	自然地理学A☆	2		3～4年	
	自然地理学B☆	2		3～4年	
法律学、政治学	民法I	2		2～4年	
	民法II	2		2～4年	
	行政法	2		2～4年	
	法と経済学		2	3～4年	
	民法III		2	2～4年	
社会学、経済学	マクロ経済学	4		2～4年	
	ミクロ経済学	4		2～4年	
	経済と経済学の歩み		2	1～4年	
	データから見た経済		2	1～4年	
	日本経済の仕組み		2	1～4年	
	国際経済学		2	2～4年	
	経済政策		2	2～4年	
哲学、倫理学、宗教学	倫理学A	2		1～4年	
	倫理学B	2		1～4年	
	哲学A		2	1～4年	
	哲学B		2	1～4年	

●単位数 教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) 40単位

※選択必修科目13科目のうち、3科目6単位必修

注) ☆印の科目は履修登録制限単位に含まれません。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

教科に関する科目(高1種地歴)

免許法施行規則に 定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				
	授業科目	単位数		履修可能学年	修得科目 チェック
		必修	※選択必修		
日本史	歴史I	2		1~4年	
	日本経済史I	2		2~4年	
	日本経済史II	2		3~4年	
外国史	歴史II	2		2~4年	
	西洋経済史I	2		2~4年	
	西洋経済史II	2		3~4年	
人文地理学及び自然地理学	地理学A	2		1~4年	
	地理学B	2		1~4年	
	都市経済学	2		2~4年	
	自然地理学A☆	2		3~4年	
	自然地理学B☆	2		3~4年	
地誌	日本経済論	2		2~4年	
	地誌A☆	2		2~4年	
	地誌B☆	2		2~4年	
	中部経済論	2		3~4年	
	アジア経済論	2		3~4年	
	アメリカ経済論	2		3~4年	
	ヨーロッパ経済論	2		3~4年	
●単位数 教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) 36単位					

注) ☆印の科目は履修登録制限単位に含まれません。

教科に関する科目(高1種公民)

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				
	授業科目	単位数		履修可能学年	修得科目チェック
		必修	※選択必修		
法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)	民法I	2		2~4年	
	民法II	2		2~4年	
	国際法I	2		2~4年	
	国際法II	2		2~4年	
	行政法	2		2~4年	
	法と経済学		2	3~4年	
	民法III		2	2~4年	
社会学、経済学 (国際経済を含む。)	経済と経済学の歩み	2		1~4年	
	データから見た経済	2		1~4年	
	マクロ経済学	4		2~4年	
	ミクロ経済学	4		2~4年	
	国際経済学	2		2~4年	
	経済政策	2		2~4年	
哲学、倫理学、宗教学、心理学	倫理学A	2		1~4年	
	倫理学B	2		1~4年	
	心理学		2	1~4年	
	哲学A		2	1~4年	
	哲学B		2	1~4年	

●単位数 教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) 36単位

※選択必修科目5科目のうち、3科目6単位必修

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

教科に関する科目(高1種商業)

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				
	授業科目	単位数		履修可能学年	修得科目チェック
		必修	※選択必修		
商業の関係科目	マクロ経済学入門	2		1～4年	
	ミクロ経済学入門	2		1～4年	
	簿記I	2		1～4年	
	簿記II	2		1～4年	
	商法I	2		2～4年	
	商法II	2		2～4年	
	会計学I	2		2～4年	
	会計学II	2		2～4年	
	経営学		2	1～4年	
	計量経済学I		2	2～4年	
	経済データ分析I		2	2～4年	
	経済データ分析II		2	2～4年	
	産業組織論I		2	2～4年	
	労働経済学I		2	2～4年	
	国際金融論		2	2～4年	
	金融論I		2	2～4年	
	経済統計論		2	3～4年	
	産業連関分析		2	3～4年	
	計量経済学II		2	3～4年	
	産業組織論II		2	3～4年	
労働経済学II		2	3～4年		
金融論II		2	3～4年		
職業指導	職業指導I☆	2		3～4年	
	職業指導II☆	2		3～4年	

●単位数 教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) 36単位

※選択必修科目14科目のうち、8科目16単位必修

注) ☆印の科目は履修登録制限単位に含まれません。

教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	履修可能 学年	修得科目 チェック
教職の意義 等に関する 科目	教職の意義及び教員の役割	教職入門	2	2～4年	
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎 理論に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2～4年	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	学習・発達論	2	2～4年	
	教育に関する社会的、制度的または経営的事項	教育の制度と経営	2	3～4年	
教育課程及 び指導法に 関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2	2～4年	
	各教科の指導法	社会科教育法※1	4	3～4年	
		社会・地理歴史科教育法※1	4	3～4年	
		社会・公民科教育法※1	4	3～4年	
		商業科教育法※1	4	3～4年	
	道徳の指導法	道徳教育の理論と実践※2	2	3～4年	
	特別活動の指導法	特別活動の方法	2	4年	
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2	3～4年		
生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導の方法	2	4年	
	進路指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む)	2	3～4年	
教職実践演習		教職実践演習(中・高)※3	2	4年	
教育実習		教育実習I※4	5	4年	
		教育実習II※4	3	4年	

※1. 中1種社会免許取得希望者は「社会科教育法」に加え「社会・地理歴史科教育法」もしくは「社会・公民科教育法」が必修。

※1. 高1種免許取得希望者は「該当教科の教育法」が必修。

※2. 中1種社会免許取得希望者は必修。

※3. 「教職実践演習(中・高)」を履修するにあたり、所定の期間内に本学指定の「教職課程履修カルテ」を教職支援課に提出することが要件となります。

※4. 中1種免許または中・高両免許取得希望者は「教育実習I」を履修してください。

※4. 高1種免許のみ取得希望者は「教育実習II」を履修してください。

教育実習

教育実習を履修するためには、学部ごとに定められた以下の履修要件を満たす必要があります。

教育実習の履修要件

免許状の種類		3年生終了時の卒業所要 単位の修得単位数	教職に関する科目の修得科目及び修得科目数	マナー研修の受講
中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法または社会・公民科教育法を含む6科目以上	教職支援課が実施するマナー研修を受講済みであること。
高等学校教諭1種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得	
	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得	
	商業	90単位以上	商業科教育法を含む5科目以上を修得	

注1. 「教育実習」は中学校教諭・高等学校教諭の免許の種類によって実習期間が異なります。

中・高両方の免許状取得希望者は、必ず「教育実習I(中学校教諭)5単位」を履修してください。

注2. 実習校への受け入れ内諾依頼は、実習を実施する前年度(原則、3年生)に学生本人が行います。

学生本人が依頼できない学校や、大学から申請を必要とする学校などについては、新3年生教職課程ガイダンスで説明します。

注3. 教育実習中に本人の過失による重大なトラブルが発生した場合には、教育実習期間中であっても実習を中止する場合があります。